

事業概要のまとめ(C) (日本語版)

作成日: 令和6年12月27日

令和7年3月6日改訂

ベトナム南部地域における医療機器管理分野の DOHAシステム確立推進事業

- 医療機器管理に関する通達が発令されてから短期間のため、通達に則った管理体制が十分に普及していない。昨年度に引き続き、基幹病院を中心に通達に基づく技術移転を広く推進する必要がある。さらに、今後通達の対象となる医療機器が増加すると予想され、ベトナムにおける医療機器管理技術の伝達は不可欠である。
- 本事業では、通達に基づき、トップリファラル施設から地域の省病院へ保守管理技術を伝達するベトナム保健省の政策「Direction of Healthcare Activities (DOHA)」を支援する。また、2025年からの新たな保健政策である「サテライトホスピタル制度」を活用し、南部地域での確立を目指す。
- 日本の医療機器管理技術はJIS規格等により高度に標準化されている。この技術を活用し、各医療機関の専門家（臨床工学技士）および関連企業と連携しながら、行政機関（保健省、医療機器専門学校、医療機器研究所、医療機器協会）と協力する。チョーライ病院を中心に、バックマイ病院や過去の事業研修参加施設とともに、地域の省・市立病院を対象に、対象機器の研修を対面およびオンラインで実施する。2026年2月までに、年2回のベトナム訪問および年1回の訪日研修の受け入れを行う予定である。

